

デ戦第1649号  
令和7年5月16日

個人情報保護委員会  
委員長代理 大島 周平 殿

内閣総理大臣 石破 茂

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第1項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき作成されたデジタル社会の実現に向けた重点計画について、内容の変更を予定しております。つきましては、当該変更案の作成に当たり、デジタル社会形成基本法第39条第8項において準用する同条第4項及び官民データ活用推進基本法第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、別添について、あらかじめ貴委員会の意見を伺います。